



副本直送

平成25年(東)第175号, 同第1490号 和解仲介手続申立事件

申立人 ██████████ 外100名, ██████████ ほか9名

被申立人 東京電力株式会社

## 被申立人の上申書に対する意見書

平成26年4月7日

原子力損害賠償紛争解決センター 御中

申立人代理人

弁護士 秋 山 直 人



外12名

### 〔目次〕

第1	はじめに.....	1
第2	帰還困難区域と同等の賠償を認めた点について.....	2
第3	ひばく不安による慰謝料増額について.....	3
第4	既払金の控除について.....	4
第5	宅地について.....	4
第6	居住建物について.....	7
第7	結語.....	7

### 第1 はじめに

1 被申立人は、蕨平集団申立てにおける最初の全部和解案(A-3世帯)の回答期限である平成26年4月4日、同日付けの上申書(以下「共通上申書」という。)及び「上申書(A-3)」を提出した。

被申立人は、原子力損害賠償紛争解決センター(以下「センター」という。)から正式な全部和解案に対する諾否の回答を求められているにもかかわらず、諾否の回答をせず、独自の見解に基づき和解案に異論を述べ、センターに再考を求めるなどとしている。

2 このような被申立人の姿勢は、被申立人が平成25年12月27日付け「新・

総合特別事業計画」で「3つの誓い」として誓約している内容、特に、「原子力損害賠償紛争解決センターから提示された和解仲介案を尊重するとともに、  
手続の迅速化に取り組む」との誓約に正面から反するものであり、到底許されない。

センターから示された蕨平集団申立てについての和解方針及び個別の和解案は、1年以上の審理の中で、被申立人も十分に主張提出の機会を与えられた上で、正式なものとして提示されたものであって、前記和解仲介案の尊重義務を負う被申立人が、なおも和解方針や和解案に対する異論を述べ、抵抗することは、和解仲介手続をいたずらに引き延ばすものに他ならず、強く批判されるべきである。

3 従って、被申立人は、速やかに和解案を受諾すべきである。

また、センターにおかれては、このような被申立人の不当な対応に影響されることなく、被申立人に対し、再度期限を区切って、和解案の受諾を強く求められたい。

以下、東電が異論を述べている点について、なお念のため、申立人の意見を述べておく。

## 第2 帰還困難区域と同等の賠償を認めた点について

1 被申立人は、共通上申書の第1において、センターの平成26年3月20日付け和解案提示理由書（以下「本件理由書」という。）が、居住制限区域の蕨平地区に、帰還困難区域と同等の賠償を認めた点に対し、異論を述べている。

2 被申立人は、居住制限区域の住民に対して帰還困難区域と同等の賠償を実施することは、中間指針第二次追補に基づき、区域割りを基準に賠償を行うという、原子力損害賠償紛争審査会の定める賠償方針に反する、などと主張する（共通上申書3頁）。

3 しかし、そもそも中間指針及びその追補は、多数の被害者に対して最低限保障されるべき賠償の水準を示したものに過ぎず、センターが、中間指針及びその追補に定める水準を超える水準の賠償が相当であると判断してそのような賠償を盛り込んだ和解案を提示することを、何ら禁止するものでも制限するものでもない。

このことは、センターの制度設計上当然のことであり、センターが中間指針

及びその追補に定める水準の賠償を機械的にあてはめるだけの機関なのでは、センターの意味は全くない。

- 4 そして、センターが蕨平地区の住民について、少なくとも本件原発事故後6年後（平成29年3月）までに蕨平地区に帰還することは困難と判断した理由については、本件理由書に十分具体的に示されている。

センターの考え方は、野山宏和解仲介室長の執筆による「原子力損害賠償紛争解決センターにおける和解の仲介の実務・9」（判例時報2210号3頁）においても公表されている。センターは、本件原発事故後、被害土地を72か月以上使用できる見込みがない場合に「全損」の評価をしており、被申立人が、使用できる見込みがない期間として地域ごとに認めている期間（蕨平地区については60か月）は、使用不能期間の最低保障と位置付けている。

そして、センターは、本件原発事故前の当該土地の具体的な利用の態様、本件原発事故がその利用の態様をどのように阻害したかに着目し、具体的には、避難指示解除があった時点で帰還したと仮定した場合に、住民が生活を成り立たせていくことができるかどうかという観点から、使用できる見込みがない期間を認定している（前掲判例時報2210号5～6頁）。

本件理由書も、そのような観点から、①高い放射線量の検出、②除染の未着手、地区の総面積の9割以上を占める山林も含めた蕨平全域についての除染の終了見通しが立っていないこと、③田畑の荒廃、④牛を手放したこと、⑤飲料用・農業用の水源からの放射性セシウムの検出、⑥村内の医療機関、各商店、小中学校の再開見通しが立たないこと、⑦風評被害が相当長期間続くと予想されること等を指摘して、仮に行政の定める現時点での避難指示解除見込時期である平成28年3月に蕨平の避難指示が解除されたとしても、優に1年以上は、申立人らが蕨平に帰還して社会生活を営むことは困難である、と判断しているのであって、その判断は十分に合理的なものである。

- 5 よって、センターの和解方針は合理的なものであり、被申立人はこれを受け入れるべきである。

### 第3 被ばく不安による慰謝料増額について

- 1 被申立人は、共通上申書の第2において、センターが本件理由書で、長泥地区の集団申立てと同様、蕨平地区の集団申立てでも、放射線ひばくへの恐怖や不安を理由とする慰謝料増額（以下「被ばく不安による慰謝料増額」という。）

を認めた点に対し、異論を述べている。

2 被申立人が共通上申書で述べている内容は、長泥集団申立てにおける平成26年2月7日付け回答書等で述べてきた内容を繰り返しているに過ぎない。被申立人は、長泥集団申立てにおいては、同様の主張を述べつつも、慰謝料増額の支払いを受諾しているのであり、同様の主張がセンターに受け入れられないことは十分認識しているはずである。

3 被申立人は、長泥地区は飯館村内において唯一帰還困難区域に指定されている点で特殊だと主張するようであるが、蕨平地区の放射線量が、長泥地区の放射線量と同等以上であることは、既に申立人らが主張立証したところであり、本件理由書でも、「蕨平には高線量地区が存在し、飯館村による放射線量測定結果によれば、区内の宅地からは、帰還困難区域に指定された飯館村長泥地区の宅地よりも高い放射線量が検出されている」と認定されているところである。

被ばく不安による慰謝料増額の判断において、形式上、行政が帰還困難区域と指定しているか、居住制限区域と指定しているかによって結論を異にする合理的な理由はない。平成23年4月22日にようやく計画的避難区域とされたにとどまり、適時・適切な避難指示がなされず、高線量地域に留まり続けたという点で事情を同じくする蕨平地区の住民について、長泥地区の住民と同様、被ばく不安による慰謝料増額を認めたセンターの判断は合理的である。

#### 第4 既払金の控除について

- 1 被申立人は、上申書（A-3）の第1において、いわゆる簡易請求によって支払われた賠償金が既払金控除の対象とされていないことに異論を述べている。
- 2 しかし、弁済の抗弁は、弁済を主張する側に立証責任がある。被申立人は、いわゆる簡易請求によって支払った賠償金について、損害項目を明示して支払ったものではない。そのために充当関係が不明確になり、特定の損害項目について弁済したことを後日立証できなくなるリスクは、あえてそのような支払い方をした被申立人が負担すべきである。

#### 第5 宅地について

- 1 中間指針及び同第四次追補との関係

被申立人は、A-3世帯の和解案（以下「本件和解案」という。）における本件宅地に対する和解金額の算定が、中間指針及び同第四次追補に反するとし

て、再考を求めている。

しかし、中間指針は「原子力損害の範囲の判定の指針その他の当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針」（原賠法18条2項2号）であって、センターを拘束するものではない。センターの任務は、「原子力損害の賠償に関する紛争について和解の仲介を行うこと」（原子力損害賠償法第18条第2項第1号）に尽きるものであって、要は、何が「原子力損害」なのかを判断すれば足りるのである。

確かに、中間指針及び同第四次追補は、宅地に関し、「財物損害」という項目と「住居確保損害」という項目を立てて、その損害額の算定につき区別して論じている。しかし、中間指針及び第四次追補は、宅地に関する「原子力損害」について、この2つの項目に限定されると言っているわけではなく、ここに明記されていない「原子力損害」もあり得る（中間指針2頁）。したがって、センターにおいて、宅地に関する「原子力損害」として、中間指針の言う「財物損害」や「住居確保損害」の全部又は一部を含みつつ、それ以外の損害も含めて和解案を策定したとしても、その手法自体は不当なことではない。

そして、申立人らの理解によれば、センターの本件和解案は、申立人らの所有する宅地が社会通念上は全損になったものとした上で、下記に述べる確立した判例理論に従い、これと同種・同程度以上の代替物であって、市場において入手可能と認められる物の取得に要する費用を賠償額と認定したものと考えられる。

## 2 不法行為理論との関係

被申立人は、損害の対象となる財物（本件宅地）ではなく、他の財物（福島市の平均的な宅地）の取得費用をもって賠償額算定の基礎とするのは、不法行為理論から逸脱しているとも主張するが、相当でない。

不法行為により物を全損させた場合の損害額は、同種・同程度の物を中古市場において取得しうるに要する価額によって定めるべきである（最判昭和49年4月15日）というのが、確定した最高裁判所の判例であるから、申立人らの宅地に関する損害額として、これと同種・同程度の物であり、かつ、市場で取得しうる価格によって定めるのは、不法行為理論からの当然の帰結である。

## 3 同種同等物の市場価格について

### (1) 損害額の算定時

被申立人は、移転先を確保するという観点から賠償額を検討した場合、移

転予定地における価格は事故時ではなく移転予定時（例えば平成25年度）のものを用いるべきであると主張する。しかし、不法行為理論によれば、不法行為により物が損傷した場合の損害賠償額は、原則として「滅失毀損の当時」で判断すべきであり、その後の価格上昇等について予見可能性があった場合にのみその価格によるものとされているから（大判大正15年5月22日〔いわゆる富喜丸事件〕）、この主張は失当である。

## (2) 移転先予定地の相当な取得価格

また、被申立人は、移転予定時である平成25年度における福島市の住宅地の平均単価は、41,533円/m<sup>2</sup>又は41,554/m<sup>2</sup>であるから、本件和解案で用いた47,159円/m<sup>2</sup>は不相当であるとも主張する。

被申立人の主張する平均単価は、一般財団法人日本不動産研究所が作成した平成25年11月29日付調査報告書に基づくものであるところ、同報告書には平成25年の地価公示に基づく福島市の住宅地の平均単価として、被申立人主張の価格が記載されている。

しかし、同報告書の平均単価は、福島市内の地価公示地のうち、上位下位それぞれ1割を除外しているから（3頁）、本件和解案での手法と異なっているため、単純に比較することはできない。また、同報告書は、「現実に多数の被災者が移住することを想定した場合、その受け皿は、分譲地や土地区画整理事業等、一定量以上の供給が存する地域を想定する必要があると考えられるが、分譲地等は、周辺の地価公示地等の価格より高水準となる場合がある」と述べており（11頁）、申立人らが移転先として市場で購入する代替土地は、地価公示地の平均よりも高額となる可能性を指摘している。

さらに、被災地からの移転需要による需給逼迫が生じていることも指摘し、これらの要素を併せ考えると、土地の取得額は「1割～3割程度の増額が必要」と推定されている（11頁）。

平成26年3月19日付の各紙の報道によれば、福島県内の住宅地は、県全域で調査地点の5割以上で上昇し、平均でも1.2パーセントの価格上昇が見られたとされ、同報告書の指摘した懸念がすでに現実化しているといえる。

よって、同報告書のいう41,533円/m<sup>2</sup>より約13.5パーセント高額である47,159円/m<sup>2</sup>という価格は、同報告書の推定する価格上昇幅から考えると、むしろ控えめな数値と言うべきであるから、本件和解案がこ

の数値を採用したことは、不相当ではない。

## 第6 居住建物について

### 1 不動産鑑定評価及び損失補償基準の考え方との関係

被申立人は、本件和解案の考え方が、不動産鑑定評価における原価法の考え方と相容れないと主張する（上申書〔A-3〕5頁）。しかし、不動産鑑定評価とは、鑑定の対象となっている不動産の取引価格を推定するものであるのに対し、不法行為理論における損害額は、同種同等物を市場で取得するための費用を算定するものであるから、不動産鑑定評価理論と相容れなくても問題はない。

また、被申立人は、本件和解案の考え方が、損失補償基準の考え方とも相容れないと主張する（前同）。すなわち、同基準においては、耐用年数経過後の残存価値は2割とされているところ、本件和解案においては残存価値8割とされているため、これが不当であると主張するようである。しかし、損失補償基準においては、耐用年数を7割以上経過した建物については、必要な補修がなされている限り、残存価値を引き上げ、また、耐用年数も3割延長する仕組みが採用されているし、さらに、延長後の耐用年数をも経過した場合には、適切な方法で実態的耐用年数を定めることとされ、建物の保存、使用、補修の状況等に応じ、さらに耐用年数を延長することとなっている。したがって、損失補償基準において、標準耐用年数（木造の標準レベルの住宅であれば48年）を経過したからといって、単純に2割の残存価値とされることはないのであり、被申立人は損失補償基準の理解が不足していると言わざるを得ない。

### 2 住居確保損害との関係

被申立人は、本件和解案が、現実に費用が発生することを原則とする中間指針第四次追補の「住居確保損害」の考え方と相容れないとも主張しているが、中間指針等の位置づけや、「住居確保損害」と建物に対する損害額の算定の関係については、宅地について述べたところと同様であり、センターは「住居確保損害」の考え方に拘束され、あるいはその範囲内でのみ和解案を提示できるとするのは当たらない。

## 第7 結語

以上の次第で、被申立人がセンターの和解方針及び和解案に対して述べている

異論はいずれも失当である。

被申立人は、「和解仲介案の尊重」を誓約しているのであるから、これ以上引き延ばしを図ることなく、センターの和解方針及び和解案を受け入れるべきである。

センターにおかれては、被申立人に対し、再度期限を区切って、強くご説得をいただきたい。

以 上